

竹富町内で撮影を行う場合の流れ

1. 撮影に関する相談（竹富町役場 世界遺産推進室）
電話（0980-83-1306）またはメール（sekaisan@town.taketomi.okinawa.jp）にて
撮影の2ヶ月前を目安に相談いただければ、余裕を持った申請ができます 特に撮影場所が複数に
渡る場合は、関係機関の確認に時間がかかります
2. メールにて企画書、スケジュール等の提出
3. 下記の関係法令、(表1) 関係機関等一覧を確認のうえ、必要な手続きを行い、撮影の2週間前まで
に撮影届出書と添付書類をメールにて提出（※期限厳守）（表1）にあてはまらないケースの場
合は、本町担当者へお知らせください 個別に判断が必要となります
4. 提出された企画書、スケジュール等に沿って撮影
5. 撮影終了の報告

自然環境に関する関係法令

[自然公園法](#)

[竹富町自然環境保護条例](#)

[竹富町観光案内人条例](#)

無人航空機に関する関係法令

[航空法](#)

(表1) 関係機関等一覧

撮影場所	関係機関名	電話番号	備考
西表島、鳩間島	環境省 西表自然保護官事務所 (町内のほぼ全域が 国立公園 のため)	0980-84-7130	許可が必要な案件か確認し、許可書がある場合はその写しを添付。許可書がない場合は、許可を取得した日付を撮影届出書のその他欄に記載。許可が不要な場合はその旨を撮影届出書のその他欄に記載。
竹富島、小浜島、黒島、新城島、波照間島、石西礁湖内	環境省 石垣自然保護官事務所 (町内のほぼ全域が 国立公園 のため)	0980-82-4768	
西表島で入林する場合	林野庁 沖縄森林管理局 大原森林事務所 (西表島のほぼ全域が 国有林及び森林生態系保護地域 のため)	0980-85-5308	林野庁へ入林届を提出し、その写しを撮影届出書へ添付。入林する場合は、町長から免許を取得した観光ガイドの同行を推奨しているため、撮影届出書のその他欄に同行するガイド事業者名を記載。
	林野庁 沖縄森林管理局 祖納森林事務所 (西表島のほぼ全域が 国有林及び森林生態系保護	0980-85-6201 (ピナイサーラの滝はこちらへ申請)	入林して無人航空機を使用する場合は、林野庁へ無人航空機用の入林届を提出し、その写しを撮影届出書へ添付。

	<u>地域</u> のため)		
無人航空機を飛行させる場合	国土交通省 航空局 無人航空機窓口	03-5253-8111	許可が必要な案件か確認し、許可書がある場合はその写しを添付。許可書がない場合は、許可を取得した日付を撮影届出書のその他欄に記載。許可が不要な場合はその旨を撮影届出書のその他欄に記載。
ピナイサーラの滝周辺で無人航空機を飛行させる場合			同行するガイドの指示に従い、人がいない時間帯や場所で撮影を行うこと。
ゲーダ川、クーラ川周辺で撮影・無人航空機を飛行させる場合			撮影届出書の提出は不要。竹富町観光案内人条例施行規則で定める様式第1号の提出が必要。当該川付近は私有地のため、所有者へ確認・誓約書の提出、その写しを様式第1号へ添付。
集落内で撮影を行う場合	地元公民館		集落内での無人航空機を使用した撮影は禁止。
海岸で撮影を行う場合	沖縄県八重山土木事務所 維持管理班	0980-82-2942	許可が必要な案件か確認し、許可書がある場合はその写しを添付。許可書がない場合は、許可を取得した日付を撮影届出書のその他欄に記載。許可が不要な場合はその旨を撮影届出書のその他欄に記載。
道路で撮影を行う場合	八重山警察署 交通課 企画・規制係	0980-82-0110	
県道や海岸線で撮影を行う場合	沖縄県八重山土木事務所 維持管理班	0980-82-2942	
漁港で撮影を行う場合（西表、細崎、波照間）波照間のみターミナル含む	竹富町産業振興課 農林水産・商工係	0980-82-3116	
<u>文化財</u> やその付近で撮影を行う場合	竹富町教育委員会 社会文化課 文化財係	0980-87-6257	
加屋真島で撮影を行う場合	ホテルミヤヒラ内 三和トラベル	0980-82-6475	
由布島で撮影を行う場合	株式会社由布島	0980-85-5470	
私有地や各施設で撮影を行う場合	各所有者、管理者		

※竹富町には消防署がなく、緊急の際には消防団（一般町民で構成）が出動します。何かあった場合の町民の負担や通信環境、交通手段等、安全性を考慮し無人島での撮影はご遠慮いただいております。